

法律家は、悪しきキリスト者

荒井 真

2017年1月20日にドナルド・トランプがアメリカ合衆国大統領に就任した。彼は政治家経験がまったくないことで有名であるが、法律家の資格をもっていないことでもユニークであるといえる。なぜなら、アメリカ合衆国大統領45人中25人が法律家¹の資格を有していたなど法律家が大統領になるケースが多いからである。上院・下院の議員にも法律家の資格をもっている者は大勢いる。このように、アメリカにおける法律家の影響力はきわめて大きいのである。

それにもかかわらず、アメリカにおいて法律家はあまり愛されてはいない。アメリカには法律家を誹謗中傷するブラックジョークが氾濫していることが、そのことを雄弁に語っている²。

アメリカ独立宣言の起草委員となり、合衆国建国の父の一人に数えられるベンジャミン・フランクリン (Benjamin Franklin) も法律家について厳しい格言を残している。彼は自らが創刊し、当時のベストセラーとなった年刊誌『貧しきリチャードの暦 (Poor Richard's Almanack)』³の1737年版で次のように語っている。

「二人の法律家に挟まれた田舎者は、二匹の猫に挟まれた魚のようである。」⁴

「良き法律家は、悪しき隣人。」⁵

「そうそう、この者たちは仲よくつるむ、牧師、法律家、死神の三人組。

1 Lawyerのこと。Lawyerは弁護士と訳されることが多いが、司法試験に合格し、法律家資格を授与されたものはすべてLawyerである。2008年11月5日のThe Wall Street Journalの記事に依ると、オバマ大統領は第44代で25人目の法律家大統領であった。(http://blogs.wsj.com/law/2008/11/05/barack/obama-the-uss-44th-president-and-24th-lawyer-president/ (最終確認日2017年1月5日))

2 「定義：犯罪者とは、金のかかる弁護士を雇うだけの資力のない人間のことである。」(植松黎 (編訳)『ポケットジョーク⑤ブラックユーモア』(角川文庫、1981年) 62頁。

その他、弁護士を揶揄した書籍としては、次のようなものがある。

服部健一『くたばれ！アメリカ弁護士—ジョークで知る爆笑訴訟社会』(DHC、1996年)、ランディ・カッシングム (鬼澤忍訳)『訴えてやる！大賞』(早川書房、2006年)、リチャード・ズイトリン、キャロル・ラングフォード (村岡啓一訳)『アメリカの危ないロイヤーたち』(現代人文社、2012年)。

3 *Poor Richard's Almanack* by Benjamin Franklin-Selections from the apothegms and proverbs, with a brief sketch of the life of Benjamin Franklin, (Waterloo, Iowa, 1914) pp. 11-12. (Internet Archiveのファクシミリ版で閲覧。) (https://archive.org/details/poorrichardsalma00franrich)

Benjamin Franklin, *Poor Richard's Almanack* (https://usa.usembassy.de/etexts/funddocs/loa/bf1737.htm)

4 A countryman between two lawyers, is like a fish between two cats.

5 A good lawyer, a bad neighbor.

弱かろうが強かろうがみんな死神がお迎えに来る。
正しかろうが、悪かろうがみんな法律家に金をむしられ、
生きていようが死後だろろうが誰もが牧師の金づるだ。⁶

ただし、アメリカのみならず、ドイツにおいても法律家は昔から揶揔の対象となっていた。それを象徴しているのが、「法律家は、悪しきキリスト者 (Juristen, böse Christen)」⁷という格言である。

この格言は、1300年頃にフーゴ・フォン・トリムベルク (Hugo von Trimberg) によって書かれた教訓詩『走者 (Der Renner)』の中ですでに登場している。この詩において彼は、法律家の貪欲さ、そして富者と強者の側にばかり立ち、貧者の権利を曲げる態度、さらに彼らが用いる極度の形式主義、真実の歪曲、限りない訴訟の引き延ばしを非難している⁸。

フーゴ・フォン・トリムベルクは、良い「法律家 (Juristen)」と悪しき「法律家 (ユダの息子たち : Judisten)」を区別しており、「悪しき法律家は、悪しきキリスト者 (Boese judisten, boese kristen)」と記述しているが、4冊の異本は、同箇所を「Juristen」と記載しており、それは恐らく、写本を行った者が、すでに「法律家は、悪しきキリスト者」という格言を聞いていたからではないかと思われる⁹。

フーゴ・フォン・トリムベルクが良心を失った法律家を批判したのに対して、ドイツ人文主義の先駆者であるヨハネス・フォン・テプル (Johannes von Tepl; 別名ヨハン・フォン・ザーツ (Johann von Saaz)) は、彼の散文作品である『ボヘミアの農夫 (Ackermann aus Böhmen)』(1400年)の中で、法学それ自体に対しても疑惑の眼差しを向けている。当該作品は死神と農夫の論争の形をとっているが、ヨハネス・フォン・テプルは死神に「当てにならず、辻褄の合わない法を扱う法学、そして、良心を失ったキリスト者である法律家」と語らせている¹⁰。

ドイツの聖職者かつ風刺詩人であり、ルターの論敵であったトーマス・ムルナー (Thomas

6 Certainlie these things agree,

The Priest, the Lawyer, & Death all three:

Death takes both the weak and the strong.

The lawyer takes from both right and wrong,

And the priest from living and dead has his Fee. (この格言の訳については、本学文学部の富樫剛氏よりご助力をいただいた。)

7 “Guter Jurist, böser Christ.,” “ein guter Jurist, ein böser Christ.,” “Gute Juristen, böse Christen.” などのバージョンが存在する。西洋における反法律家感情については、大木雅夫「法律家像虚実—東西比較の観点から—」、大木雅夫『異文化の法律家』所収 (有信堂、1992年) 176-177頁。(同論は、『時の法令』1323号 (1988年) 48-53頁から転載されたものである。)

8 Maximilian Herberger, *Juristen, böse Christen*, in: Adalbert Erler, u.a. (Hrsg.) *Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte (HRG)*, II. Band, 1. Auflage (1978, Berlin) Sp. 481-484.

Rolf Lieberwirth, *Juristen, böse Christen*, in: Prof. Dr. Albrecht Cordes u.a.(Hrsg.), *Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte (HRG)*, II. Band, 2. völlig neu bearbeitete und erweiterte Auflage (2012, Berlin) Sp. 1426-1429.

9 Herberger, a.a.O., Sp. 481. フーゴ・フォン・トリムベルクの『走者』において、恐らく初めてドイツ語の書物においてJuristという単語が用いられた。(Lieberwirth, a.a.O., Sp. 1428.)

Murner) も『愚者祓い (Narrenbeschwörung)』(1512年)において同様の表現を用いている。この本の第29章で彼は次のように語っている。「お前は法律の本と、ユダヤ人の策略と女の前掛けを当てにしている。これら三つの有害なものが町や国を惑わす。それゆえに、法律家たちというのは絶対によいキリスト教徒でない、とされているのだ。なぜならこいつらは法をねじ曲げるからだ¹¹。」

また、ヨハネス・ガイラー・フォン・カイザースベルク (Johannes Geiler von Kaysersberg) も1515年頃に『偽りの羊 (Das irrig schafe)』において「荷馬車夫、収税吏、獄卒、渡し守、医者、詩人、そして法律家は、7つの悪しきキリスト者である」と述べている¹²。

このように、「法律家は、悪しきキリスト者」という格言は中世後期から存在する古い言い回しなのであるが、この言葉を大いに広めたのが宗教改革者マルティン・ルター (Martin Luther) である。なぜなら、彼は『テーブルトーク (Tischreden)』¹³を中心に自らの膨大な著作において法律家、とりわけ、大学の法学部でローマ法やカノン法 (教会法) の教育を受けた「学識法律家 (gelehrte Juristen)」を繰り返し痛烈に批難しているからである¹⁴。

例えばルターは、「法律家は教会が何であるか我らに教えるべきではない。昔の格言にこのようなものがある。『法律家は、悪しきキリスト者』。そしてそれは真実なのである」¹⁵と語っている。また、「あらゆる法律家は、キリストの敵である。なぜなら、行いによる義を自慢するからである。まさに、賞賛されるべき法律家は、彼らの中ではあたかも怪物のようなものであり、乞食でもしているように思われ、

10 “Jura, wandelbares und widersprüchiges Recht, und Juriste, der gewissenlos criste” (Herberger, a.a.O., Sp. 481.)

11 “Verlaßst dich ufs juristen buoch,
Jüdscher fund, der megd fürtuoch,
Dise dri schedlicher gschirr
Machent stett und lender irr.
Darum seit mans von den juristen,
Nit lichnam sients guote christen,
Darum das sie das recht verkeren.” (Karl Goedeke, Julius Tittmann (Hrsg.), *Deutsche Dichter des sechzehnten Jahrhunderts. Mit Einleitungen und Worterklärungen*. 11. Band. *Die Narrenbeschwörung* von Thomas Murner, (1879, Leipzig) S. 98. (Internet Archiveのファクシミリ版で閲覧。) 名古屋初期新高ドイツ語研究会訳 (代表: 精園修三) 「トーマス・ムルナー: 阿呆祓い (5)」『中京大学教養論叢』40巻4号 (2000年4月) 238-239頁。(798-799頁。) 本稿ではこの訳を用いた。

12 “roller, zoller, schergen, vergen, ertzet, poeten und juristen, seind siben böszter christen.” (Herberger, a.a.O., Sp. 482.)

13 *D.Martin Luthers Werke*. Kritische Gesamtausgabe, *Tischreden*, Bd. 1-6 (Weimar, 1912-1921). ルター著作集(ワイマール版)は、Internet Archiveのファクシミリ版で閲覧。(https://archive.org/details/werketischreden10201luthuoft) 以下、ルターの「テーブルトーク」は、Luther, WA TRと略す。

14 ルターの法学・法律家批判の原因について多様な見解が存在することについては、Albert Stein, *Martin Luthers Meinungen über die Juristen*, Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte: Kanonistische Abteilung (ZRG KA) 85 (1968), S.362-363.

15 Luther, WA TR, Bd.5, 5663 (S.307.) “Sie sollen uns nicht lernen, was ecclesia heist. Es ist ein alt Sprichwort: Ein jurist ein boeser christ. Und ist war.”

他の法律家から反逆者と判断されるのである」とも述べている¹⁶。彼は、1544年の公現日（1月6日）における説教においても、法律家について語っているが、依頼人と法律家の対話という形をとって次のように厳しく批判している。

依頼人がある案件を頼みに来ると法律家はその中味について聞き、その案件の筋が悪いと分かると（あらゆる角度から依頼人の状況について熱心に聞けば、そのようなことは簡単に分かるのだ）相手方との和解を勧める。しかし、依頼人が金持ちだと分かるとその悪しきキリスト者である法律家は、よし、できる限りのことをやってあげよう。恐らく、10年かそれ以上の訴訟の引き延ばしはできる。しかし、そうして欲しいなら10ターラーを渡しなさい¹⁷。

また、ルターは自らの子を手に抱き、「もしおまえが法律家になろうとするなら、私はおまえを絞首台に掛けよう。この子は説教者になり、洗礼を受け、説教し、 sacrament を与え、病人のもとに行き、悲しんでいる人を慰めなければならない」と語っている¹⁸。

さらには、「なぜなら、法律家でしかない法律家は、哀れな輩だからである。法とは何か。（この言葉はラテン語でスープをも意味する。）そして法律家は単なるスープ食らいなのか。なぜなら、彼らは汚い争いごと、汝盗むなかれという（十戒の）第七戒に示された事柄、そして、その種の世俗の物事のみについて議論するからである」とも述べている¹⁹。

加えて、1523年にルターは、「世俗の支配者について」と題した文章の中で、「刑吏、絞首刑吏、法律家、代弁人、そしてその類いの者は、キリスト者たり得るのか、天国に召され得るのか」と問うている²⁰。

以上のように、ルターは法律家に対して辛辣な言葉を投げつけているが、それは、彼が法律家嫌いであったというよりも、法律家に対して高い倫理や理想を求めていたからであると思われる²¹。

さて、これまで中世後期から宗教改革期において「法律家は、悪しきキリスト者」という格言が人口に膾炙してきたことを示してきた。しかしながら、その原因は何であろうか。ルターやそれ以前の著述家たちが批判したのは、法律家の貪欲さ、良心のなさであった。申命記16章19節には、「裁きを曲げず、偏り見ず、賄賂を受け取ってはならない。賄賂は賢い者の目をくらませ、正しい者の言い分をゆがめるからである」と記されているが、なぜ法律家たちは、この掟を破る者として捉えられてしまったのであ

16 Luther, WA TR, Bd.1, 1217 (S.605.) "Omnis iurista est inimicus Christi, quia iactat iustitiam operum. Illuminatus vero est tamquam monstrum inter iuristas et cogitur mendicare et reputatur ab aliis seditiosus."

17 Luther, WA TR, Bd. 6, 7024 (S. 333-334.)

18 Luther, WA TR, Bd. 2, 1422 (S. 96.)

19 Luther, WA TR, Bd.6, 7021 (S.328.) "Denn ein Jurist, der nicht mehr denn ein Jurist ist, ist arm Ding. Was ist Ius? (welchs Wörtlin im Latein auch ein Suppe heißt), und sind die Juristen nur Suppenfresser, denn sie disputiren nur von Dreckhändeln, vom 7. Gebot: Du sollt nicht stehlen; und dergleichen zeitlichen Dingen."

20 Luther, WA , Bd.11, S.260, Z.30f. "ob denn auch die böttel, hencker, Juristen, fursprechen vnd was des gesinds ist, Christen seyn mügen vnd eyn seligen stand haben." この間に答えてルターは、もし、暴力と刀が神から与えられた任務であるなら、これらすべては、神の職務であるとし、ゆえに、他の職業と同様であり、それで生計を立てることが許されると述べている。(Luther, WA , Bd. 11, S. 261, Z. 2-5.)

21 Stein, aa.O., S. 374-375. シュタインは、当該論文において、ルターが法律家を厳しく非難したのはその通りであるが、それは、彼が法の実態について無知であるとか、不遜であるとかではなく、彼自身が法律についてよく知っており、法律の尊さと法律家の責任について高い理想をもっていたためであると結論づけている。

ろうか。

その背景には、「学識法律家」という新しい階層がドイツのみならず、ヨーロッパ全体において台頭してきたことがある。すなわち、彼らは新しく生まれた大学という場所においてローマ法を研究し、学問的に加工されたローマ法を学説という形でヨーロッパ各地に伝え、定着させたのである。その意味でこの時期のドイツにおいては、「法制度とその専門的な担い手の学問化」が起こったと言える²²。

この階層の知的土台となったのは、6世紀に東ローマ帝国皇帝ユスティニアヌス1世 (Justinianus) の命により、行政官かつ法律家であったトリボニアヌス (Tribonianus) が多数のローマ法テキストの中から編纂した、市民法大全 (ローマ法大全: Corpus Iuris Civilis) である。市民法大全は、法学提要 (Institutiones)、勅法彙纂 (Codex Iustinianus)、学説彙纂 (Digestae; Pandectae)、新勅法彙纂 (Novellae) という4つの集成からなっているが、中世において、勅法彙纂、新勅法彙纂および法学提要はその存在が確認されていたものの、最も重要な部分である学説彙纂については、永らく忘れ去られていた。ところが、この学説彙纂をピサ人が、当時はビザンチンの領土であったアマルフィで発見し、恐らく1070年頃、モンテカッシーノ修道院において作成されたその写本がボローニャに届けられたことにより、ヨーロッパの法学は大きな転換点を迎えるのである²³。

ボローニャで法学が発展したことは偶然ではない。この自治都市は当時のイタリア経済の中心の一つであるとともに、「7自由学科」を教える著名な自由学芸学校を有しており、ここでは文書作成学なども教えられていた。修辞学の教師であったイルネリウス (Irnerius, 1130年没) が、学説彙纂の重要性に気づき、そのテキストを用いて目下の法律問題に答えようとしたのは自然なことであったかもしれない²⁴。

イルネリウスは、学説彙纂のすべてに註釈を付けていったが、まもなく、彼のもとには多くの弟子が集まるようになる。これがボローニャ大学の始まりである。ボローニャ大学で学んだ学生たちは、ヨーロッパ各地に散っていき、帰郷先で新たな大学を創設したのである。このようにして、学説彙纂の知識と彼の学問方法はヨーロッパ各地に広がっていった。

大学で教授されたのは、ローマ法のみではない。同様に重要な科目として、カノン法 (教会法) も教えられた。なぜなら、カノン法学は、ローマ法学の姉妹学科とみなされていたからである。ゆえに、この2つは「両法 (utrumque ius)」と呼ばれ、この両法の全学科課程を修了した者のみが、「両法博士 (doctor iuris utriusque)」の学位を手に入れたのである。

大学は燎原の火のようにヨーロッパ中に広がっていった。イタリアでは、パドヴァ (1222年)、ナポリ (1224年)、ピアチェンツァ (1248年)、ペルージャ (1308年)、フランスでは、モンペリエ (12世紀)、トゥールーズ (1229年)、オルレアン (1230年)、アヴィニョン (1256年)、スペインでは、パレンシア (1212年)、サラマンカ (1218/19年)、リエイダ (1300年)、そしてイングランドでは、ケンブリッジ (1209年)、

22 Franz Wieacker, *Privatrechtsgeschichte der Neuzeit- unter besonderer Berücksichtigung der deutschen Entwicklung*, 2. neubearbeitete Aufl. (Göttingen, 1967) S.131; F・ヴィーアッカー (鈴木禄弥訳) 『近世私法史—特にドイツにおける発展を顧慮して—』 (創文社, 1961年) 125頁。

23 Hans Schlosser, *Grundzüge der Neueren Privatrechtsgeschichte*, 10. völlig neu bearbeitete und erweiterte Aufl. (2005, Heidelberg) S. 36-37.

24 Ebenda, S. 37-38, 40-41.

オックスフォード（13世紀中葉）に最初期の諸大学が設立された。

中欧では、ボヘミア王国のために皇帝カール4世が設立したプラハ大学（1348年）が最古であり、それに続く重要な大学として、クラクフ大学（1364年）およびウィーン大学（1365）がある。その後、ドイツにも大学設立の波がやってきた。すなわち、ハイデルベルク（1386年）、ケルン（1388年）、エアフルト（1392年）、ライプツィヒ（1409年）、ロシュトック（1419年）、グライフスヴァルト（1456年）、フライブルク・イム・ブライスガウ（1457年）、インゴルシュタット（1472年）、テュービンゲン（1477年）と大学の創設が続いたのである²⁵。

最近の諸研究によると、突然に始まったアルプス以北の大学設立は、1378年に始まった大シスマ（教会大分裂）と関連しているとのことである。つまり、大シスマの結果、ローマとアヴィニョンに二つの教皇庁が存在する二重教皇権および二重の行政権が誕生した。この教会政治上困難な状況のなかで、なによりも、いまや緊急に必要な聖職者法律家育成のために新たな勉学の機会が提供されねばならなかったというのである²⁶。

そして、大学で学ぶ者にも大きな利益があった。それは出世のチャンスである。教会は自らの官僚制を運用していくために、有為の人材を必要とした。教会は前途有望な聖職者を大学に送ったが、彼らはそこで神学や諸自由学芸のみならず、ローマ法やカノン法という学識法を学んだのである。彼ら聖職者法律家たちは、12世紀以降出現した司教裁判所における司教代行裁判官（Offizial）として活躍したのである。その有能さが明らかになると、教皇庁もその他の地方の教会行政機構もすぐに大学で両法の教育を受けた聖職者の獲得を画策した²⁷。

世俗の王たちや帝国諸侯および帝国諸都市も学識法律家養成の行政的・政治的利点を見逃すことはなかった。彼らは法律家たちを、裁判官、法律顧問、弁護人または学識顧問官として、宮廷や官庁や裁判所に招聘した²⁸。このようにして、初めは教会を通して、そして後には世俗の宮廷等を通して、学識法律家たちは自らの地歩を築いていき、次第に一つの階層を形作るようになったのである。

イタリアで始まったローマ法やカノン法の学問が、大学で学識法を学んだ学生たちを通してドイツ地域に拡がり、イタリアで発展した法学説がそこで受け入れられたことを「ローマ法の継受（Rezeption des römischen Rechts）」と呼んでいる（カノン法も含まれるので、「学識法の継受」と呼んだ方が正確である）。

神聖ローマ帝国では、1495年の帝室裁判所の設置に伴い、帝室裁判所令（Reichskammergerichtsordnung）が制定されたが、本法では、判決人（Beisitzer）の半数は「法学識者」でなければならず、「帝国の普通法、また各諸侯領、各領地、各裁判所の信頼でき、正しく、公正な法令、条例および慣習であって、判決人の前にもたらされたものに依拠して等しく裁判する（3条）」ことを誓わなければならなかった。ここで普通法とは、ドイツに継受された学識法のことを意味している²⁹。

25 Ebenda, S. 56-57.

26 Ebenda, S. 56-57.

27 Lieberwirth, a.a.O., Sp. 1427.

28 Schlosser, a.a.O., S.61.

29 Ebenda, S.61.

また、1532年に皇帝カール5世により公布されたカロリーナ刑事法典 (Constitutio Criminalis Carolina) の219条は、難解な事件の場合に裁判官は、場合によっては「近隣の大学または法学識者たち」に助言を求めることを規定している。このように、大学法学部の判決団、すなわち学識法律家である法学教授たちに、訴訟の鑑定を依頼することを「訴訟書類送付 (Aktensendung)」と呼んでいるが、この制度によって学識法律家への需要が喚起されたことは容易に想像できる³⁰。

ところで、このように学識法律家層が活動の範囲を拡げるとともに、学識法律家の不足が生じた。ローマ法・カノン法の両法博士号を取得した学識法律家には限りがあったため、様々な理由で学業を断念した「半学識法律家 (halbgelehrte Juristen)」も実務において用いられることが多かった。そして世俗の裁判においては、その活動に対して十分な報酬が支払われたにもかかわらず、彼らが過度に高額な報酬を要求することもあったようである³¹。このように強欲な半端法律家が学識法律家全体の評価を下げたことは十分に考えられることである。

ヴィーアッカーによると、当時のドイツ法律家身分一般は、エリートというものがもっている魅力的な特徴をもっていなかった。博士号を取得した一人前の法律家 (Volljurist) の中には、法学識と人文主義的教養を兼ね備えた魅力的な法律家もいたが、多くは、自分が学校で学んだことを妄信し、周囲の世界に対する自由な視点をもたない精神的成り上がり者であった。途中で学業を断念した半学識法律家は、比較的小さな支配領および諸都市において、都市書記・裁判所書記・代弁人および鑑定家として、大いに活躍していた。彼らは、学識法の継受の日常的な担い手であったが、大学で学んだことを無批判に適用したので、継受のもたらした弊害について責任があると言える。そして、底辺にいたのが「法律家プロレタリアート (juristisches Proletariat)」である。彼らは数医者や占星術師と同様に、怪しげな法知識を利己的な目的で提供したのである。このような理由により、法律家は、非法律家とりわけ広範な民衆層からまことに評判が悪かった³²。

また、学識法律家たちは、大学においてラテン語でローマ法やカノン法といういわば外国の法律を学び、それをドイツに持ち込んだわけであるから、彼らの学識は、当然ながら一般民衆にとっては不可解で怪しげなものに見えたと思われる。そのことが、学識法律家たちに対する不信を生んだことは否定できない。

ルターやその他の著述家たちが「法律家は、悪しきキリスト者」という言葉を用いて痛烈に批判してきた原因は、上記のように学識法律家たちが自らの学識を鼻に掛け、それぞれの地域における固有の状況を深く顧慮することなく、大学で学んだことを無批判に適用したこと、および、彼らのそのような態度が一般民衆から大いに嫌悪されたことにあると考えられる。そしてこの批判は、法学博士たちを将来において不要にする「法典編纂」というアイデアを生み出すことにつながったのである³³。

今日のアメリカにおいて、法律家、とりわけ弁護士が民衆の批判や揶揄の対象となるのは、普通の人々の正義感や倫理観を逆なでにするような行動を弁護士がしているからではないだろうか。彼らは難解な

30 訴訟書類送付制度および法学部判決団については、拙稿「啓蒙期ドイツにおける大学改革の目的とその成果・3 - ゲッティンゲン大学を中心として」『法律時報』68巻4号(1996年4月)114-110頁をご参照いただきたい。

31 Lieberwirth, a.a.O., Sp. 1427.

32 Wieacker, a.a.O., S. 159-161; ヴィーアッカー・前掲, 159-161頁。

33 Herberger, a.a.O., Sp. 483.

法律専門用語を用いて依頼人や相手方を煙に巻いたり、黒を白と言いくるめたりする。そして、その対価として莫大な金額を要求する。すなわち、民衆の倫理観と法律家の倫理観に大きなギャップがあることが法律家批判の原因であると思われる。そして法律家のこのような行動は、アメリカのみならず、世界の何処においても見られるのではないだろうか。あらゆる法律家は「法律家は、悪しきキリスト者」という格言の前にもう一度襟を正さなくてはならない。

(あらい・まこと)

フェリス女学院大学国際交流学部教授